

区域の管理及び運営に関する事項

1	許可の区分の別	配置販売業
2	配置販売業者氏名又は名称	
3	配置販売業の許可番号 許可年月日・所在地・有効期限	許可番号 許可年月日 所在地 有効期限
4	区域管理者氏名	
5	該当地域に勤務する薬剤師・登録販売者 一般従事者の氏名	薬剤師 登録販売者 一般従事者
6	担当業務	配置医薬品の情報提供、指導及び相談応需・医薬品の点検等
7	取り扱う一般用医薬品の区分	指定第2医薬品、第2医薬品、第3医薬品
8	配置販売従事者の区分について	配置従事者身分証明に記載、名札を着用
9	営業時間及び医薬品の配置販売による購入 又は譲受けの申し込みを受理する時間	営業時間 購入譲受申込受理時間
10	相談時・緊急時の連絡先	区域管理者

お薬の販売方法について

リスク区分	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
第1類医薬品	特にリスクが高い医薬品 使用にあたって、特に注意が必要 なもので、副作用などにより日常生 活に支障を来す程度の健康被害 のおそれのあるものです。	リスク区分 ごとに混 在しないよ うに配置 箱内で分 別してあり ます。	使用者の症状等を確認のうえ、 書面や画面を用いて、適正使用 のために必要な情報提供を行 います。	薬剤師	相談に応じて 適正使用のた めに必要な情 報を提供しま す。
第2類医薬品 指定第2類医薬品	リスクが比較的高い医薬品 副作用などにより日常生活に支障 を来す程度の健康被害のおそれ のあるものです。 第2類医薬品のうち、特別の注意 を要する医薬品です。		使用者の症状等を確認のうえ、 適正使用のために必要な情報提 供に努めます。 指定第2類医薬品の「してはなら ないこと」等を確認するよう注意 を促します。また、必要に応じて相 談するよう注意を促します。	薬剤師 または 登録販売者	
第3類医薬品	リスクが比較的低い医薬品 第1類医薬品及び第2類医薬品以 外の一般用医薬品です。		必要に応じ、使用者の症状等を 確認のうえ、適正使用のために 必要な情報提供に努めます。		

個人情報の適正な取り扱いのための措置

厚生労働省のガイドラインに基づき、適正に取扱います。

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用等により被害を受けられた方を救済する公的な制度です。

お問い合わせ先: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ☎0120-149-931 (フリーダイヤル)

区域の管理及び運営に関する事項

1	許可の区分の別	配置販売業
2	配置販売業者氏名又は名称	
3	配置販売業の許可番号 許可年月日・所在地・有効期限	許可番号 許可年月日 所在地 有効期限
4	区域管理者氏名	
5	該当地域に勤務する薬剤師・登録販売者 一般従事者の氏名	薬剤師 登録販売者 一般従事者
6	担当業務	配置医薬品の情報提供、指導及び相談応需・医薬品の点検等
7	取り扱う一般用医薬品の区分	指定第2医薬品、第2医薬品、第3医薬品
8	配置販売従事者の区分について	配置従事者身分証明に記載、名札を着用
9	営業時間及び医薬品の配置販売による購入 又は譲受けの申し込みを受理する時間	営業時間 購入譲受申込受理時間
10	相談時・緊急時の連絡先	区域管理者

区域の管理及び運営に関する事項

1	許可の区分の別	配置販売業
2	配置販売業者氏名又は名称	
3	配置販売業の許可番号 許可年月日・所在地・有効期限	許可番号 許可年月日 所在地 有効期限
4	区域管理者氏名	
5	該当地域に勤務する薬剤師・登録販売者 一般従事者の氏名	薬剤師 登録販売者 一般従事者
6	担当業務	配置医薬品の情報提供、指導及び相談応需・医薬品の点検等
7	取り扱う一般用医薬品の区分	指定第2医薬品、第2医薬品、第3医薬品
8	配置販売従事者の区分について	配置従事者身分証明に記載、名札を着用
9	営業時間及び医薬品の配置販売による購入 又は譲受けの申し込みを受理する時間	営業時間 購入譲受申込受理時間
10	相談時・緊急時の連絡先	区域管理者

お薬の販売方法について

リスク区分	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
第1類医薬品	特にリスクが高い医薬品 使用にあたって、特に注意が必要なもので、副作用などにより日常生活に支障を来す程度の健康被害のおそれのあるものです。	リスク区分ごとに混在しないように配置箱内で分別してあります。	使用者の症状等を確認のうえ、書面や画面を用いて、適正使用のために必要な情報提供を行います。	薬剤師	相談に応じて適正使用のために必要な情報を提供します。
第2類医薬品 指定第2類医薬品	リスクが比較的高い医薬品 副作用などにより日常生活に支障を来す程度の健康被害のおそれのあるものです。 第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。		使用者の症状等を確認のうえ、適正使用のために必要な情報提供に努めます。 指定第2類医薬品の「してはならないこと」等を確認するよう注意を促します。また、必要に応じて相談するよう注意を促します。	薬剤師 または 登録販売者	
第3類医薬品	リスクが比較的低い医薬品 第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品です。		必要に応じ、使用者の症状等を確認のうえ、適正使用のために必要な情報提供に努めます。		

個人情報の適正な取り扱いのための措置

厚生労働省のガイドラインに基づき、適正に取扱います。

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用等により被害を受けられた方を救済する公的な制度です。

お問い合わせ先: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ☎0120-149-931 (フリーダイヤル)

お薬の販売方法について

リスク区分	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
第1類医薬品	特にリスクが高い医薬品 使用にあたって、特に注意が必要なもので、副作用などにより日常生活に支障を来す程度の健康被害のおそれのあるものです。	リスク区分ごとに混在しないように配置箱内で分別してあります。	使用者の症状等を確認のうえ、書面や画面を用いて、適正使用のために必要な情報提供を行います。	薬剤師	相談に応じて適正使用のために必要な情報を提供します。
第2類医薬品 指定第2類医薬品	リスクが比較的高い医薬品 副作用などにより日常生活に支障を来す程度の健康被害のおそれのあるものです。 第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。		使用者の症状等を確認のうえ、適正使用のために必要な情報提供に努めます。 指定第2類医薬品の「してはならないこと」等を確認するよう注意を促します。また、必要に応じて相談するよう注意を促します。	薬剤師 または 登録販売者	
第3類医薬品	リスクが比較的低い医薬品 第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品です。		必要に応じ、使用者の症状等を確認のうえ、適正使用のために必要な情報提供に努めます。		

個人情報の適正な取り扱いのための措置

厚生労働省のガイドラインに基づき、適正に取扱います。

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正に使用したにもかかわらず、副作用等により被害を受けられた方を救済する公的な制度です。

お問い合わせ先: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ☎0120-149-931 (フリーダイヤル)